

平成19年 7月20日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

医療証等の更新について

今般、8月1日付けで医療証等の更新が実施される旨、福岡市より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

今回の改正の概要は、下記のとおりであります。

記

医療証		医療証の色 旧 → 新	更新日	備考
制度番号	名称			
41	老人医療証	藤色 → 浅葱色	H19. 8. 1	- 旧医療証の有効期限は7月31日まで。 - 新医療証は、資格審査後再度対象者と認定された者に郵送交付。
81	乳幼児医療証	現行のまま桃色	H19. 8. 1	制度改正のため、旧医療証の有効期限に関わらず、新医療証を郵送交付。
90	母子家庭等医療証	オレンジ色 → 緑色	H19. 8. 1	- 旧医療証の有効期限は7月31日まで。 - 新医療証は、<u>対象者の申請に基づく資格審査後</u>、再度対象者として認定を受けた者に交付。
国保	国民健康保険 高齢受給者証	柿色 → 桃色	H19. 8. 1	- 旧受給者証の有効期限は7月31日まで。 - 新受給者証は、郵送交付。

※ 「障害者医療証」－（青色）、「老人保健法医療受給者証」－（白色）、「障害者医療証（老人保健法対象者用）」－（桃色）は、変わりません。

※ 母子家庭等医療証の更新申請については、必ず申請が必要となっており、8月中に更新申請が行われない場合、8月診療分は母子家庭等医療が適用されません。



小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

(公 印 省 略)
保 年 第 4 0 9 号
平成19年7月13日



関係機関 各位

福岡市長 吉田 宏
(保健福祉局保健医療部保険年金課)

医療証等の更新について

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、本市の医療費助成制度の実施につきましては、平素より格段のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、8月1日付けで裏面の通り、医療証等の更新を行いますので、8月1日以降の診療に際しては、新医療証において受給資格の確認を行っていただきますようお願い申し上げます。

また、掲示用ポスターを作成いたしましたので、窓口等での掲示方あわせてお願い申し上げます。

今後とも本制度の運営にご協力いただきますよう、重ねてお願いいたします。

連絡先

〒 810-8620

福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市役所 保健福祉局 保健医療部

保険年金課 医療係 久我 尚大

TEL (092) 711-4235 FAX (092) 733-5441



◎ 新医療証は次のように変わります。

医 療 証		医療証の色		更 新 日	備 考
制度番号	名 称	旧	新		
4 1	老人医療証	藤 色	浅葱色	H 19. 8. 1	旧医療証の有効期限が7月31日で満了します。 新しい医療証（受給者番号が変わります。）は、資格審査後、再度対象者として認定した人に郵送交付します。
8 1	乳 幼 児 医 療 証	桃 色	桃 色 (変わらず)	H 19. 8. 1	制度改正のため、旧医療証の有効期限に関わらず、新しい医療証を郵送交付します。
9 0	母子家庭等 医 療 証	オレンジ色	緑 色	H 19. 8. 1	旧医療証の有効期限が7月31日で満了します。 新しい医療証（受給者番号が変わります。）は、対象者の申請に基づく資格審査後、再度対象者として認定した人に交付します。
国保	国民健康保険 高齢受給者証	柿 色	桃 色	H 19. 8. 1	旧受給者証の有効期限が7月31日で満了します。 新しい受給者証は、郵送交付します。

(付記) 「障害者医療証」－(青色)、 「老人保健法医療受給者証」－(白色)、
「障害者医療証(老人保健法対象者用)」－(桃色)は、変わりません。

※注意※ 母子家庭等医療証の更新申請について

母子家庭等医療証の更新につきましては、必ず申請が必要となっております。
医療証は、更新申請により資格審査等を行い、その後交付します。
(児童扶養手当に準じた所得制限があります。)

また、資格取得日(更新認定日)は、申請月の初日となっておりますので、8月1日以降も引き続き母子家庭等医療の適用を受けるためには、遅くとも8月中に更新の申請を行っていただく必要があります。

(8月中に更新申請が行われない場合、8月診療分は母子家庭等医療が適用されないこととなります。)

* 有効期限が失効した医療証のままで受診されている方があれば、母子家庭等医療においては更新手続きが必要である旨をご指導いただければ幸いです。

○ 老人医療証、国民健康保険高齢受給者証の更新には、更新申請の必要はありません。

